
平成 29 年度 社会福祉法人菘椽会 事業計画

社会福祉法人菘椽会

1. 経営・運営方針

1) 社会的事業背景

日本全体として人口減少社会化に向かっている。しかしながら、多様な家族形態や勤務形態などにより保育需要は年々増えていて、特に都市部を中心に待機児童は深刻な問題である。

また、保育士の低賃金、離職率、なり手不足など、取り巻く環境が社会問題になるくらい深刻である。

国や地方自治体も、子ども・子育て支援新制度をはじめ、補助金などで処遇の改善に努めてはいるが、抜本的な解消がされていない。

今後、保育者(保育士)や保育施設などは、入園児童一人当たりの単価の上昇、補助金などで取り巻く環境は改善されるだろう。しかし、地方の郊外では少子化により、厳しい経営が続くことになることが予測される。

2) 経営・運営方針

本法人は、「五所川原市藻川地区とその周辺の地域における乳幼児をはじめとする住民の福祉増進への寄与と、社会の発展に貢献することとする」を経営目的とする。多様な福祉サービスがその利用者(児童・保護者)の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的にし、それに賛同する理事等の役員をもって構成する。

2年目の保育所型認定こども園の「こども園もがわ」として、五所川原市大字藻川字川袋281番地58において新たに運営する。

当法人は、「こどもの成長を一番に」を保育理念にし、「強くやさしく明るい子。健康な体、健全な心、おもいやりの持てる優しい子ども。自分から意欲的に活動できる子」を教育・保育目標とし、その目的達成のために、こども園もがわの職員と一丸となって、保育に課せられている社会的(地域的)かつ時代的な使命と責務としての保育事業を遂行する。

3) 財務全般

平成29年度も引き続き利用定員を1号が5名、2号が10名、3号が10名と定め、適切な利用定員につとめることで、適正な給付費収入等を設定できるようにする。引き続き、適正な定員設定になるように努めていく必要がある。

また、収入については、給付費収入の他に、延長保育、地域活動事業等の補助金事業収入、職員給食費収入などがある。

補助金は、延長保育のほか、保育所地域活動事業のなかから世代間交流事業、異年齢児交流等事業などが主な補助金事業収入となる。また、今年度は処遇改善等の給付費の増額や保育士の業務負担軽減及び保育所等の事業運営による補助金についても、行政の動向を見守る必要がある。

その他の収入について、職員給食費収入を常勤職員月5,500円にし、準職員・非常勤職員1日250円を頂く。

保護者の送迎バス、延長保育などの利用料負担金は、「こども園もがわ 運営規程」別表に定める額とする。

支出について。人件費は、フルタイム保育士は正職員と同じ基準で支給する。また、定期昇給を行う。寒冷地手当を廃止し、特殊業務手当と管理職手当の額・率をあげる。

事務費・事業費について、暖房の燃料費や送迎バスの車両費、水道光熱費などの必要経費は利用者(児童・保護者)の処遇に関係ないところであれば環境面も考えて節約に努め、必要経費以外であれば無駄な支出を抑えることを職員に周知させるが、衛生面に関しては必要があれば購入も検討する。また、老朽化が進んだ部分については引き続き修繕を検討し、防災関係も検討する。節約が大原則だが、利用者の処遇の低下にならないように気をつける。

また、平成 27 年度より移行した社会福祉法人新会計基準についても新しい勘定科が設定された。適宜、用語を改正後の経理規程等に変更していくが、まだ十分になれていないため、研修への参加や本などの購入をし、適切な経理に努める。

固定資産については、施設にない 3 歳未満児の中型遊具の購入を検討し、環境の向上に努める。

4) 福利厚生、処遇向上

福利厚生としては、労務関係法について法令遵守し、必要に応じて就業規則等の各規則・規程を見直していくとともに、必要な労使協定を結ぶ。他に福利厚生の向上に務める。

処遇について、前述のとおり定期昇給し、また手当の調整し、継続して勤務する職員年収の増加に努める。

5) 中・長期的な経営視点より

地域的に慢性的な少子化が進んでおり、当園では前述の通り定員割れによる給付費収入の減少が経営を逼迫している。これは定員減後も同じ事である。

五所川原全体を見ても、団地やその周辺地域や旧市街地を除くと、定員を見直す施設が多くなるが予想される。これは、①慢性的な求人倍率の低さから五所川原市から離れ、働く場を求めて求人倍率の高い地域に移住すること、②祖父母が平均寿命から見て若年化することや商業地域からのアクセスが悪いことなどから、2 世帯で住むことよりも公営住宅のある団地に移住すること、③独身率の向上などがあげられる。これは日本では都市部を除きほとんど全国的な傾向であり、これから団地・その周辺地域や旧市街地以外の五所川原地域の児童の減少はさらに進むことが予想される。

平成 29 年度に卒園する児童は 4 人である。少子化は確実に進んでいる。このままいくと園の存続の危機にあるので、適切な経営に努める。

しかしながら、前よりも少なくなりはなったが藻川や周辺地域で子どもが生まれている事を考慮し、前述に記載している通り、保育に課せられている社会的(地域的)かつ時代的な使命と責務としての保育事業を遂行するように努める。長期的に安定運用するために、前年度同様に積立金を作ることも検討する。

また、理事会機能の強化、職員のモチベーションマネジメント、国の保育についての法令等の動向についても限られた環境の中で向上に努める。

第三者評価については、現在の職員配置を考えると非常に困難なことや、25 万円程度を受審料がかかるため、現在の状況では困難ではあるが、加算金が昨年度から創設された。最近の保育所に関して行われてきた施策は、各少子化対策大綱や、保育の構造改革など、利用者の利便性を考えての柔軟な対応であって、このことは保育指針をはじめとして児童福祉法の改正においても現れてきている。保育サービスの質の向上には努めなければいけないため、段階的でも第三者評価の準備する必要がある。当面の間は自己点検表による資質向上に努める。

2. 保育・事業方針

事業は、例年通りの一般的な通常保育を行う。通常保育の内容は子どもが現在を最も生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を養うための活動をしていく。平成 29 年度も引き続き幼稚園部分の教育についての定員を設け、また、引き続き屋外での保育に力を入れていく。

また、保育課程、月案、週案、個別の指導計画などの計画表を定期的に見直し、日々の保育の実践に役立て、計画的な教育・保育を実施していく。

また保健的で安全な環境をつくるため、職員一人一人が救急法や障害児、衛生や感染症についての知識を習得し、適切な環境整備を維持するために情報交換や危険箇所の改善に努め、かつ一人一人の子どもの健康状態や発育・発達状態を把握し、適切な保育をするように努める。特に防災関係については、昨年度以上に対策をし、利用者に不利益にならないように努める。

また、教育・保育ニーズや要望・苦情に対応するため、連絡帳や口頭で保護者とコミュニケーションをとる事に努め、参観日や保護者面談での意見、アンケートなどを実施して意見をくみ取り検討する事で保育サービスの質の向上に努める。

通常保育の他に延長保育・休日保育を実施する。また、平成 29 年度から子育て支援事業を行う。補助金はないが、自主部分で可能な限り、子育て相談、一時預り保育、育児講座・講演会、子育てサークル等との連携育児通信等の作成・配布などの事業を行う。

また、昨年同様に地域との連携を深めるために、お年寄りとの世代間交流事業と小学生との異年齢児交流事業の 2 つの地域活動事業を計画している。平成 27 年度は、ある程度の実績をあげることが出来た。平成 29 年度はその経験を土台に、お年寄りの施設訪問を企画し、さらなる世代間交流を検討する。

3. 主な行事予定

今年度のおもな行事を次のようにする。

毎月開催: お誕生会・避難訓練・職員会議・身体測定(身長・体重) **年一回以上開催**: 不審者訓練

月	主な行事予定
4	入園式、春の幼年消防クラブ防火パレード参加、母の日似顔絵展(イオンつがる柏 SC 主催)作品出品
5	子どもの日集会、内科健診、歯科健診、園外保育
6	衣替え、親子遠足、さくらんぼ摘み園外保育、第1回保育参観、第1回保護者面談、消防総合訓練参加、父の日似顔絵展(イオンつがる柏 SC 主催)作品出品、園外保育
7	七夕まつり集会、夕涼み会、ねぶた運行、園外保育
8	大掃除
9	運動会、お月見会、園外保育、栗拾い園外保育、敬老の日似顔絵展(イオンつがる柏 SC 主催)、思い出園外保育
10	衣替え、おべんとう園外保育、内科健診、歯科健診、秋の幼年消防クラブ防火パレード参加、もちつき会、村まつり見学・作品出品、不審者総合訓練
11	七五三集会
12	クリスマスお遊戯会、お遊戯会の衣装を着て写真撮影、クリスマス会、大掃除

1	お正月遊び、第 2 回保護者面談
2	節分集会、お楽しみ会、第 2 回保育参観、クラス記念写真撮影、藻川自治会歌と踊りの集い参加、一日入園
3	ひなまつり集会、卒園式、卒園児を送る会

※季節やその他の事情によっては延期したり、中止したりする場合があります。

4. 役員体制

社会福祉法人制度改革につき、理事・監事とも平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年度決算理事会と評議員会までが任期となる。定員は理事 6 名・監事 2 名で配置する。

5. 職員体制

1 号定員が 5 名、2 号・3 号定員が 20 名定員とする。業務の複雑化を解消するため常勤調理員等職員を 2 名(常勤調理員と他に用務員)配置する。しかしながら慢性的な定員割れのために、職員も質の向上にも努める。

保育士の数は、5 名に加え、パート保育士 1 名という体制で配置することにより、保育園利用者に安心していただく。また、休日保育、延長保育を行うため、主任保育士を専任で配置する。常勤保育士等職員が 40 時間労働に伴う週休をとるときに、必要に応じて非常勤・パート保育士 1 名を配置し、円滑に保育をするように努める。

平成 28 年 4 月 1 日現在で、園長 1 名、主任保育士 1 名、保育士 5 名、非常勤・パート保育士 2 名、調理員 1 名、事務員 1 名(一部調理員休日代替)配置する予定である。

6. 勤務態勢

基本的に保育士は早番 7 時 00 分～16 時 00 分、普通番 8 時 00 分～17 時 00 分、遅番は 10 時 00 分～19 時 00 分。この時間を交替勤務する。

パートタイム保育士については、適宜シフトを組んで出勤する。

園長、主任保育士、調理員、事務員は基本的に 8 時 00 分～17 時 00 分。また、調理員が週休等で休みの時は、非常勤保育士や事務員が短時間で出勤する場合があります。

7:00～16:00	8:00～17:00	10:00～19:00
早早番保育士	園長 主任保育士 普通番保育士 調理員 事務員	遅番保育士

7. 利用者定員・対象者

当保育園の基本の対象児童は、2 ヶ月の乳児から小学校へ就学する前の児童まで。

今年度の 4 月 1 日時点での入所児童は下記のとおりであり、五所川原市で行っている定員の円滑化を適用し

定員よりも若干上回っているが、安定した運営をするために、新聞の折り込み広告などの媒体で入所募集案内を折り込むなど、直接的・間接的に入所児童・職員の処遇向上に努める。

単位:人

(園児数は各月初日当たりの人数)

園児数\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
利用定員 (1～3号)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
園児数合計	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
うち乳児	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
うち1才児	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち2才児	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
うち3才児	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
うち4才児	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
うち5才児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

8. 開閉園時間・開園日

開園時間は7時00分～19時00分の12時間。そのうち18時～19時は延長保育となる。ただし、非常事態や万が一の事があるので全園児が閉園時間になっても帰宅していない場合は、児童の安全を確保するため継続して保育を行う場合もある。

1号 教育時間 9時00分～13時00分

2号～3号 標準時間保育 7時00分～18時00分 短時間保育 8時00分～16時00分

とし、超えた部分を延長保育とする。(1号認定は8時00分～14時00分を超えた部分)

開園日は、日曜・国が定める祭日・年末3日・年始3日を含めてすべての日。但し、日曜・国が定める祭日・年末3日・年始3日を含めてすべての日は休日保育として開園する。

1号認定については、このほかに土曜日も含む。

9. 給食実施

従来どおり、園内調理とする。献立の見直しをする。

休日保育以外の開園日はすべての日で給食を実施する。但し、お遊戯会や入園式など一部の行事での調理は行事の進行上非常に困難なため、その場合は調理場における調理を利用しない簡易給食を行う。給食は栄養基準を満たしかつ嗜好性のあるものを提供することを心がける。

また、アレルギー除去食、離乳食の献立の作成、研修会へ担当職員の派遣による職員の質の向上、衛生面でのさらなる向上に努め、また改定した「保育所保育指針」や「保育所における食育の計画づくりガイド」に準じて食育の計画を各計画に反映させる。

10. 災害訓練、安全対策

避難訓練年間実施計画に基づき、月 1 回の避難訓練を例年通り滞りなく行う。訓練時の消防への連絡法、連絡担当の再確認。消火訓練については消火器を使用しての消火訓練ができない場合は模擬の消火訓練を実施し、必要な用具の準備をする。年 2 回は総合訓練を行ない、そのうち 1 回は消防署職員に協力していただき、総合安全訓練を行なう。

不審者訓練は年 1 回以上行い、五所川原警察に協力を依頼する。関係書類も不備の無いように揃える。

安全対策については、不審者の侵入防止の対策の実施、危険箇所の意見交換や改善、保護者の送迎者登録システムの実施を検討し、様々なリスクを取り除く努力をする。また、児童災害保険も適用範囲外の保育活動があるので、保険の内容を定期的に見直し、リスクを取り除く事に努めると同時に万が一の時のリスクに備える。

11. 健康診断

園児は年 2 回の内科検診、歯科検診の健康診断を行う。また途中入所児や検診日を欠席した園児は後日園医や園歯科医のいる医院を訪ねて再検診を行い不備の無いようにする。

職員については、当法人が設置する施設に新規に採用された者が就職する時、あるいは年 1 回全職員が職員健康診断を実施し、診断結果を職員個人に伝える。

調乳、給食担当者は毎月の検便を行なう。

12. 役職員の会議

理事監事が出席する理事会を年 4 回程度開催し、予算・決算や定款・定款細則・規則・規則細則・規程・規程細則などの変更を審議や承認する。また、重要事項はすべて理事会での承認を必要とする。

職員会議は、月 1 回定例職員会議を開き、必要に応じて臨時職員会議を開催する。その中で事務連絡の他に、行事の打ち合わせ、反省や日頃の保育について話し合う。また、月 1 回給食会議、年 2 回ケース会議を開催し、話し合う。

13. 役職員の研修

理事・監事の研修については、必要に応じて行う。

職員の研修会・講習会については、青森県保育連合会(西北五支部含む)、五所川原市保育連合会、県立保健大学、青森県社会福祉協議会などの機関を中心に必要に応じて参加・派遣し、知識・能力の向上に努める。自らの支出向上に活かすという目的のためできる限り参加する。

内部研修も現在の保育にタイムリーなテーマを決め、「感染症に関する内部研修」、「保育所保育指針に関する内部研修」、「マニュアルに関する内部研修」など、年に数回開催する。

14. 機関誌発行・情報公開

毎年 1 回入園のしおり、月 1 回、園だより、各クラスだより、給食予定献立表、ほけんニュース、たのしくたべようニュースを入所の契約をしている各家庭に配布し、保育内容の公開の手段や連絡事項などとする。その他にも連絡事項がある場合は各家庭にお手紙を配布する。卒園児には卒園のしおりを配布する。

また、入園のしおりやお手紙は、よくある質問を考慮してわかりやすく伝える事に努め、必要事項を円滑に進め

たり、保育行事の参加を促したりする。その他にも保育に関する情報(感染症・予防接種・行政情報)を子育て支援の一環として保護者に分かりやすく伝える事に努める。なお、園だより、クラスだよりは理事、監事、第三者委員にも配布する。

前述でも述べたが、新聞折り込み広告を作成し藻川地域と場合によっては近隣地域に配布し福祉サービスの情報公開にも努める。

また、情報公開として当園のホームページ(<http://www.mogawa.net>)の更新が滞っているので更新に努めたりや閲覧可能な会計三表などを事務室に備えておく。

加えて、子育て情報誌を年4回程度作成・発行する。

15. 利用者との連携

入園式の後にこども園もがわ父母の会総会・役員会を開き、役員を決め、その役員で父母参加行事について話し合う。その他にも年4~6回程度父母の会役員会を開催する。

また、連絡帳や口頭で保護者とコミュニケーションをとる事に努め、連絡事項、子どものその日の様子、育児相談、家庭での児童の様子などを話し合ったりし児童の保育援助をする。また参観日や保護者面談での意見、アンケートなどを実施して、前述の事を話し合ったり、意見をくみ取り検討する事で保育サービスの質の向上に努めたりする。

16. 固定資産購入・建物改善計画等

平成29年度は不時の出費を少しは勘案しつつ児童からみて危険な箇所を中心に修理し、また施設の美化にも努める。

固定資産については、施設にない3歳未満児の中型遊具の購入を検討し、環境の向上に努めるまた、必要に応じて遊具の設置を検討する。

園建物の屋根の塗装工事の検討をし、必要に応じて行う。

また、防災関係や仕事の効率化できるもの、園児の処遇向上にあてることができるものの購入を検討する。また、必要に応じて補正予算案を理事会に提出する。

当初見込みで予算は少額だが、必要に応じて補正予算を組み、購入を検討し処遇向上に努める。

17. その他

必要に応じて児童処遇や整備などにアウトソーシングも検討する。また、事業の簡略化や効率化に努めるべく、希望者に給与振り込みを検討する。

また、保育料の直接徴収にあたり、

限られた時間で効率良く仕事をするべく全職員で努力をする。